## (例外給付届等の提出に係る簡易チェック表)

## ア 車いす及び車いす付属品

貸与種目の利用が想定 される状態像	認定調査票の基本調査 の結果	例外給付届出
次の <u>いずれか</u> に該当す る者	「1-7 <b>歩 行」</b>	基本調査の結果に基づき、給付の対象となります (例外給付届の提出は不要です)
(1)日常的に歩行が困難な者 (2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	上記に該当しない	【届出書裏面の「医学的所見に基づき、福祉用具貸与が必要と認められる主な事例」を参考に、医師の所見を得て下記の類型から選択してください】  「 状態の変化
必要です	※上記いずれの類型にも該当しない場合で、 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認め られる者」については、「車いす(電動車いす)の貸与 にかかる判断上の留意点」を提出してください。 ※いずれにも該当しない場合、介護保険で給付できません	

# イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品

貸与種目の利用が想定 される状態像	認定調査票の基本調査 の結果	例外給付届出
次の <b>いずれか</b> に該当する者 (1)日常的に起き上が	(1) 「1-4 起き上がり」 □ できない (2) 「1-3 寝返り」 □ できない	基本調査の結果に基づき、給付の対象となります (例外給付届の提出は不要です)
りが困難な者 (2)日常的に寝返りが 困難な者	上記に該当しない 例外給付届の提出が 必要です	【届出書裏面の「医学的所見に基づき、福祉用具貸与が必要と認められる主な事例」を参考に、医師の所見を得て下記の類型から選択してください】  「

# ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器

貸与種目の利用が想定 される状態像	認定調査票の基本調査 の結果	例外給付届出
日常的に寝返りが困難 な者	「1-3 寝返り」 □ できない	基本調査の結果に基づき、給付の対象となります (例外給付届の提出は不要です)
	上記に該当しない 例外給付届の提出が 必要です	【届出書裏面の「医学的所見に基づき、福祉用具貸与が必要と認められる主な事例」を参考に、医師の所見を得て下記の類型から選択してください】  ロ i 状態の変化

## 工 認知症老人徘徊感知機器

貸与種目の利用が想定 される状態像	認定調査票の基本調査の結果	例外給付届出
次の <b>いずれにも</b> 該当する者  (1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (2)移動において全介助を必要としない者	(1) ア「3-1 意思の伝達」 □ 「できる」以外 又は イ「3-2 毎日の日課を理解」から「3-7 場所の理解」までの項目 □ いずれかの項目で、「できない」が選択されている 又は ウ「3-8 徘徊」から「4-15 話がまとまらない」までの項目 □ いずれかの項目で「ある」「ときどきある」が選択されている	基本調査の結果に基づき、給付の対象と なります (例外給付届の提出は不要です)
	(2)「2-2 移動」  □ 「全介助」以外  上記に該当しない  例外給付届の提出が必要です	【届出書裏面の「医学的所見に基づき、福祉 用具貸与が必要と認められる主な事例」を 参考に、医師の所見を得て下記の類型から 選択してください】 □ i 状態の変化 □ ii 急性憎悪 □ iii 医師禁忌 ※いずれにも該当しない場合、介護保険で給 付できません

# オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)

貸与種目の利用が想定 される状態像	認定調査票の基本調査 の結果	例外給付届出
次の <u>いずれか</u> に該当す る者	(1)「1-8 立ち上がり」 □できない (2)「2-1 移乗」	基本調査の結果に基づき、給付の対象となります (例外給付届の提出は不要です)
(1)日常的に立ち上 がりが困難な者	□一部介助・□全介助	
(2)移乗が一部介助 又は全介助を必要とす る者 (3)生活環境におい	上記に該当しない	【届出書裏面の「医学的所見に基づき、福祉用具貸与が必要と認められる主な事例」を参考に、医師の所見を得て下記の類型から選択してください】 □ i 状態の変化 □ ii 急性憎悪 □ iii 医師禁忌
められる者	※上記いずれの類型にも該当しない場合で、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、医師の医学的な所見が確認できるものと、計画書(支援経過記録及びサービス担当者会議の要点を含む)を御提出ください。 ※いずれにも該当しない場合、介護保険で給付できません	

## (例外給付届等の提出に係る簡易チェック表)

## 力 自動排泄処理装置

貸与種目の利用が想定 される状態像	認定調査票の基本調査 の結果	例外給付届出
次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (1)排便が全介助を 必要とする者 (2)移乗が全介助を 必要とする者	(1) 「2-6 排便」 □全介助 (2) 「2-1 移乗」 □全介助	基本調査の結果に基づき、給付の対象となります (例外給付届の提出は不要です)
	上記に該当しない 例外給付届の提出が 必要です	【届出書裏面の「医学的所見に基づき、福祉用具貸与が必要と認められる主な事例」を参考に、医師の所見を得て下記の類型から選択してください】  「